

特定販売に係る掲載事項

実店舗の写真		
許可区分	薬局	
薬局開設許可証記載事項	薬局開設者の氏名	鈴木 幸
	薬局の名称	漢方鈴鹿堂薬局
	薬局の所在地	東京都新宿区舟町15番地 藤井ビル101
	許可番号	4新保衛薬第333号
	有効期間	令和5年1月30日から令和11年1月29日
薬局の管理者の氏名	鈴木 幸	
勤務する薬剤師の氏名、担当業務		
特定販売を行う医薬品の区分	指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品、薬局製造販売医薬品（毒薬・劇薬を除く）	
薬局に勤務する者の名札等による区別に関する説明	薬剤師：「薬剤師」の名札に白衣	
営業時間	月・火・水・木・土・日 11:00 ~ 20:00 休：金曜日	
営業時間外で注文のみの受付	なし（ネット注文も店舗開店時間帯のみ）	
相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	03 (6273) 2311	

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

<p>要指導医薬品、 第1類医薬品、 第2類医薬品、 第3類医薬品の 定義並びにこれ らに関する解説</p>	<p>要指導 医薬品</p>	<p>次のイからロまでに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）のうち、その効能、効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。</p> <p>イ その製造販売の承認の申請に際して法第14条第8項第1号に該当するとされた医薬品であって、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。</p> <p>ロ その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められた医薬品であって、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。</p> <p>ハ 法第44条第1項に規定する毒薬。</p> <p>ニ 法第44条第2項に規定する劇薬。</p>
	<p>第1類 医薬品</p>	<p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度 of 健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に関し特に注意が必要なもの。</p> <p>厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に関して法第14条第8項第1号に該当するとされた医薬品であって当該申請にかかわる承認を受けてから厚生労働大臣で定める期間を経過しないもの。（特にリスクの高い医薬品）</p>
	<p>第2類 医薬品</p>	<p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度 of 健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第1類医薬品を除く）であって厚生労働大臣が指定するもの。（リスクが比較的高い医薬品）中でも、相互作用や患者背景等の条件によって、健康被害のリスクが高まるものや、依存性・習慣性のある成分などは「指定第2類医薬品」として区別しています。</p>
	<p>第3類 医薬品</p>	<p>第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。</p> <p>比較的风险が低く、日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調不調が起こるおそれがある医薬品。</p>
<p>要指導医薬品、 第1類医薬品、 第2類医薬品、 第3類医薬品の 表示に関する解 説</p>	<p>個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。</p> <p>医薬品のリスク区分ごとに、「要指導医薬品」「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。</p> <p>第2類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品（指定第2類医薬品といいます）については、2の文字を○（丸枠）又は□（四角枠）で囲みます。</p> <p>一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。</p>	

要指導医薬品、 第1類医薬品、 第2類医薬品、 第3類医薬品の 情報の提供及び 指導に関する解 説	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあつては、それぞれ情報提供の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。 登録販売者とは、都道府県の試験に合格した一般用医薬品の販売を担う専門家です。			
	医薬品の リスク分類	質問がなくても 行う情報提供	相談があつた 場合の応答	対応する専門家
	要指導医薬品	義務（書面で）	義務	薬剤師
	第1類医薬品	義務（書面で）	義務	薬剤師
	第2類医薬品	努める	義務	薬剤師又は登録販売者
	第3類医薬 品	努める	義務	薬剤師又は登録販売者
要指導医薬品の 陳列に関する解 説	要指導医薬品は要指導医薬品陳列区画（薬局等構造設備規則に規定する要指導医薬品陳列区画をいいます）に陳列します。			
指定第2類医薬 品の陳列等に関 する解説	指定第2類医薬品は薬局等構造設備規則に規定する「情報提供を行うための設備」から7メートル以内の範囲に陳列します。			
指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認し、当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧めます。				
一般用医薬品の 陳列に関する解 説	第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画（薬局等構造設備規則に規定する第1類医薬品陳列区画をいいます）に陳列します。第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ区別して陳列棚に配置します。また、その陳列棚にも表記をします。			
医薬品による健 康被害の救済に 関する制度の解 説	〔医薬品被害救済制度〕 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問い合わせください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 救済制度相談窓口 0120-149-931（9:00～17:30）			
個人情報の適正 な取扱いを確保 するための措置	販売記録等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添）に従い、適切に取り扱います。			
苦情相談窓口	漢方鈴鹿堂薬局：03-6273-2311 受付時間 11:00～20:00			

法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

医薬品リスト

【薬局製造販売医薬品】

※当店では、ご注文をいただいてから製造しております。常時陳列はしておりません。

※使用期限は、直射日光を避け湿度の低い環境で保存した場合で、製造日から3ヶ月です。

漢方鈴鹿堂薬局 温清飲	漢方鈴鹿堂薬局 黄連阿膠湯
漢方鈴鹿堂薬局 黄連解毒湯	漢方鈴鹿堂薬局 加味逍遙散料
漢方鈴鹿堂薬局 加味逍遙散合四物湯	漢方鈴鹿堂薬局 芎歸調血飲
漢方鈴鹿堂薬局 荊芥連翹湯	漢方鈴鹿堂薬局 荊防敗毒湯
漢方鈴鹿堂薬局 牛車腎気丸料	漢方鈴鹿堂薬局 柴芍六君子湯
漢方鈴鹿堂薬局 三物黄芩湯	漢方鈴鹿堂薬局 七物降下湯
漢方鈴鹿堂薬局 逍遙散料	漢方鈴鹿堂薬局 十全大補湯
漢方鈴鹿堂薬局 清暑益気湯	漢方鈴鹿堂薬局 疎経活血湯
漢方鈴鹿堂薬局 当帰芍薬散料	漢方鈴鹿堂薬局 知柏地黄丸料
漢方鈴鹿堂薬局 八味地黄丸料	漢方鈴鹿堂薬局 味麦地黄丸料
漢方鈴鹿堂薬局 抑肝散料	漢方鈴鹿堂薬局 抑肝散加陳皮半夏
漢方鈴鹿堂薬局 竜胆瀉肝湯	漢方鈴鹿堂薬局 六味地黄丸料